



『三鷹市受動喫煙防止条例』(素案)

問 環境政策課 ☎内線2525

受動喫煙による健康への悪影響を防止し、誰もが健康に暮らせる安全で快適な生活環境を確保するために制定する同条例の素案に対し、50件(34人)のご意見をいただきました。

◆募集期間 6月23日～7月14日

◆主なご意見(右表) すべてのご意見と市の考え方は市ホームページでご覧いただけます。

主なご意見	市の考え方
市全域を路上喫煙禁止にしてほしい。	本条例は「市民の健康への悪影響を防止する」ことを目的としているため、受動喫煙の恐れのある路上喫煙は制限されます。
喫煙マナーアップ区域を市内全域にしてほしい。	まずは利用者の多い三鷹駅南口を同区域に指定し、成果により、区域の変更や路上等喫煙禁止区域の指定を検討します。
喫煙マナーアップ区域では、マナーアップを図ってほしい。	同区域において、喫煙する人とならない人が互いを理解・尊重できるように、適切な対策と正しい知識を普及啓発します。
医師会などと協力して、喫煙者にたばこの害について啓発してほしい。	関係団体と協力して、正しい知識の普及啓発や喫煙者のマナーの向上に努めます。
加熱式たばこについては、現状の紙巻きたばこと同等の扱いから変えてほしい。	加熱式たばこの受動喫煙のリスクについては、厚生労働省の見解に基づき、現時点では紙巻きたばこと同等の扱いとします。



市立図書館が新システムで開館します

問 三鷹図書館(本館) ☎43-9151

市立図書館各館と井の頭コミュニティセンター図書室は、9月7日からシステムメンテナンスのため休館していますが、9月23日(水)から新システムで開館します。

※井の頭コミュニティセンター図書室は9月24日(木)正午から開室。西部図書館は改修工事のため長期休館中です。

主な変更点

	9月22日まで	9月23日から
利用カード	ひまわり柄・厚型 またはピンク・薄型	ピンク・薄型のみ
予約点数	6点	10点
カードの有効期限	2年	3年
貸し出し資料の延長期間	延長手続きをした日から2週間	返却期限日から2週間

新システムでは 使えなくなる利用カード



ひまわり柄・厚型の利用カードは交換をお願いします

上記の利用カードは、新システムでは利用できません。図書館カウンターでピンク色・薄型の利用カードに交換してください。

9月23日 図書館ホームページもリニューアル
HP <https://www.library.mitaka.tokyo.jp/>

パスワードの再登録をお願いします

休館前に設定していたパスワードはリセットされていますので、図書館ホームページまたは館内の資料検索用パソコンから再登録をお願いします。

パスワードの再登録が簡単に

パスワードを忘れたときは図書館への問い合わせが必要でしたが、問い合わせをしなくても再登録ができるようになりました。

検索システムが便利に

インターネットから検索した場合も、本の表紙画像が表示されるようになりました。また、新聞の書評で紹介された本や、文学賞を受賞した本を簡単に検索できるようになりました。

お気に入り機能が充実

マイページに登録したお気に入りグループに分けて、メモを付けたり、自分だけがみられる5段階評価をつけたりできるようになりました。

予約かごが使いやすく

以前は1点1点予約ボタンを押して予約処理をする必要がありましたが、まとめて予約ができるようになりました。

マイページからメルマガの登録が可能に

図書館が発行しているメールマガジンをマイページから登録できるようになりました。
※休館する前に登録していた方は、再登録をお願いします。

『知ってあんしん 認知症ガイドブック』

令和2年度版を
配布中

問 高齢者支援課 ☎内線2622

認知症になってからも、希望を持ってよりよく暮らしていくには、進行とともに変化する状態に応じたサポートを適切に受けることが大切です。同ガイドブックでは、認知症の方とその家族を支援するため、市の相談窓口やサービスの情報をまとめて掲載しています。

ガイドブックの内容(抜粋)

- 認知症医療機関一覧
「もの忘れ相談」を受診できる医療機関を掲載しています。
- 困ったときの手助け一覧
食事の配達サービスやごみ出しのサポート、家事のお手伝いなど、困ったときの手助けになるサービスを紹介しています。
- 認知症の方や家族がほっとできる場の紹介
認知症の方や家族が参加できるサロンや、介護者のための場をご案内しています。
そのほか、住まいのことや仕事のこと、お金のことなど、項目ごとに支援窓口や取り組みを紹介しています。

配布場所

高齢者支援課(市役所1階12番窓口)、地域包括支援センター、市政窓口、コミュニティセンター



消費者相談窓口から 333 「もうけのノウハウを販売する情報商材にご注意を」

問 消費者相談窓口 ☎47-9042

相談事例1

アルバイトの収入が激減したため、友人の紹介で、簡単に稼げる方法を教えてくれるという投資セミナーに行った。セミナーでは「50万円払えば、確実にもうかるFX取引のノウハウを教える」と勧められた。高額だが「消費者金融で、留学すると言えば借りられる」と言われたので、借金してノウハウが入ったUSBを購入した。指示通りに取引したが、全くもうからなかった。解約して返金してほしい。(20代・男性)

相談事例2

インターネットで副業を検索したところ「簡単にもうかる」「返金保証」という情報を見つけ、事業者に連絡したところ「パソコンがあれば簡単に仕事ができる」と返答があった。最初に1万円で購入した情報には、転売で稼ぐ方法が簡単に記載されていた。さらに具体的な方法を聞いたところ、「新たにサポート契約が必要」と言われ、60万円を支払った。1カ月試したが、全くもうからなかった。返金してほしい。(30代・女性)

アドバイス

収入が減ったため、副業を探していたところ、トラブルに遭ったという相談が増加傾向にあります。情報商材とは、副業や投資、ギャンブルなどで高額収入を得るためのノウハウと称して販売されている情報のことです。電子媒体の形式で取引されることが多く、ダウンロードしてノウハウを閲覧します。

勧誘やインターネット広告をきっかけに、簡単に収入が得られると信じて契約したが、説明や広告と違って収入が得られないという相談が多数寄せられています。また、情報商材の契約をきっかけに、コンサルティングなどほかの契約をさせられることがあるので注意が必要です。

内容を理解しないまま契約するのはやめましょう。また、消費者金融などで借金をさせてまで契約を勧めてくる場合はきっぱりと断りましょう。こうした情報の多くは、利益が得られるようなものではありません。また、内容の詳細や必要な技術を説明せず「簡単に稼げる・もうかる」と広告している副業サイトや業者が多く存在します。契約をしてもクレーンオフできる場合があります。困ったときはすぐに消費者相談窓口または消費者ホットライン ☎188にご相談ください。